

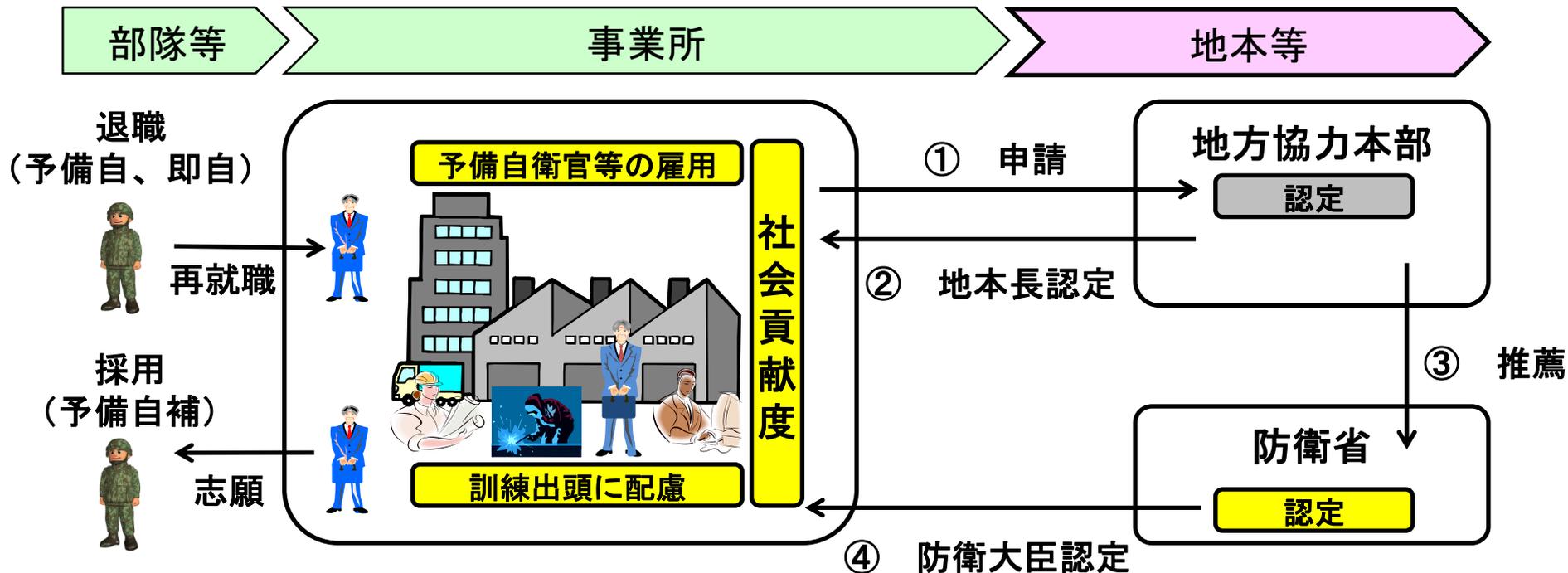
予備自衛官等協力事業所表示制度って、何？

退職自衛官を予備自衛官等（※）として雇用し、当該被雇用者が訓練や災害派遣活動等に参加しやすい環境作りを行うなどのご協力をいただいている企業等を社会的に評価・認定する制度です。

認定した企業等へは、その証として認定証を贈らせていただきますとともに、防衛省のホームページ上に紹介いたします。

※ 予備自衛官等：予備自衛官（予備自）、即応予備自衛官（即自）または予備自衛官補（予備自補）
予備自衛官等制度について詳しく知りたい方は、こちらへどうぞ。

制度のイメージ



協力事業所の認定を受けるには？

1 地本長認定を受けるには？

(1) 次のいずれかの条件を満たしている事業所が対象となります。

ア 予備自衛官を雇用している事業所（1任期（3年）途中の予備自衛官1名のみ雇用事業所を除く。）

イ 即応予備自衛官を雇用している事業所

(2) 申請に基づき、評価・認定させていただきますので、自衛隊福岡地方協力本部長に対し、申請をお願いします。

(3) 申請を受けた後、雇用されている予備自衛官等の人数、継続的な任用、訓練参加への配慮状況等を考慮し、地方協力本部長が認定いたします。

2 防衛大臣認定を受けるには？

(1) 地本長認定協力事業所の中から、国の防衛への協力において顕著な功績があると認められる事業所について、地方協力本部長が防衛大臣に対し、推薦します。

(2) 推薦を受け、その功績を評価し、防衛大臣が認定します。

認定の有効期間、延長、失効及び取消しについて

1 認定の有効期間及び延長について

- (1) 認定の有効期間は、3年です。
- (2) 有効期間が満了する前に予備自衛官等の雇用状況を確認し、基準を満たしている場合には、有効期間は満了日の翌日から3年延長されます。

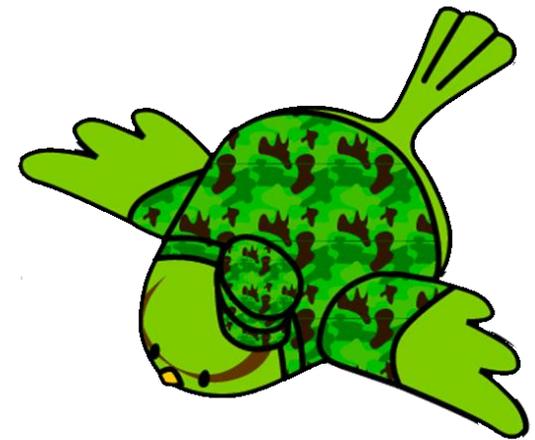
2 認定の失効について

認定の有効期間が延長されなかった場合には、当該認定は有効期間の末尾の翌日にその効力を失います。

3 認定の取消しについて

虚偽の申請により認定がなされていたときなど予備自衛官等協力事業所として認定することが適当でないと認められるときには、認定を取り消します。

認定証（例）



※ 認定に伴い、上のような認定証を贈らせていただきます。制度等詳しくは、防衛省のホームページをご覧ください。

[防衛省の「予備自衛官等協力事業所表示制度」ページへは、こちらからどうぞ](#)

また、認定を受けた事業所は、下記のリンク先にあるように防衛省のホームページにおいて紹介いたします。

福岡地方協力本部管内の予備自衛官等協力事業所をご覧になりたい方は、下記をクリックしてください。

[「28年度認定 福岡地方協力本部管内予備自衛官等協力事業所」](#)

[「27年度認定 福岡地方協力本部管内予備自衛官等協力事業所」](#)